

認定更新のための研修会（2-14）

Web型研修認定ルール

CDEJ 認定機構 認定委員会

「認定更新のための研修会（研修コード 2-14）」認定制度は、地域で開催される小規模の研修会でも認定更新のための研修単位を取得できるように規定・実施しており、「顔の見える関係」を重視する観点から集会型の研修会を対象としてきました。

しかしながら、昨今の新型コロナウイルスの感染拡大の状況下で、集会型研修の開催が難しい状況に鑑み、過渡的にWeb型研修も認定対象とすることとしました。

Web型研修の性質上、受講・参加実態の把握が集会型より困難となるため、運営・申請手続きに関して以下のルールを設けることに致しました。

1. 実施期間

~~2021年6月26日～2024年3月31日開催分~~

~~但し、新型コロナウイルス感染拡大防止のための過渡的措置とし、感染の動向により期間の延長を
する場合があります。~~

当初はコロナ禍での過渡的措置との位置づけでしたが、コロナ5類感染症移行後も、Web型、会場／Webハイブリット型の研修会が多く開催されていることから、当面の間、本措置を継続いたします。ただし、今後の状況次第では、変更／中止する場合があります。

2. Web型研修の認定基準

1. ～6. の認定基準に加えて、実施時に以下の要件を満たすもの。

【1】 オンライン会議システムを利用したライブ配信（リアルタイムの相互通信）によるもの。

- アーカイブ配信（事前収録）は認定対象外とする。
- ライブ配信・アーカイブ配信の両方を行う研修会の場合、単位付与対象はライブ配信の受講者に限る。

【2】 研修名称に「Web型研修」であること示す明確な文言が入っていること。

【3】 以下の方法により参加の確認を確実にできるもの。

- 研修開始時・終了時・および研修途中1回以上の計3回以上、それぞれが異なる「キーワード」を主催者から発信し、開催日中にすべてのキーワードを正しく提出した受講者に対して参加証を発行すること。参加者名簿にキーワードの提出状況を記録すること。
- 各受講者の接続ログを保存し、本機構から要請があれば提出すること。

3. 手続き

特に記載しない部分については、集会型研修と同様とする。

(1) 実施前（認定申請）

- 認定申請書はWeb型研修専用の書式を使用する。
- 集会型とWeb型の両方実施する研修の場合、2種類の申請書を提出する。2件分として取り扱うため、審査料は2件分とする。

(2) 実施

- 認定基準に示す方法（キーワードの発信）で出席管理をおこなう。
- 出席が確認できた参加者のみに対して参加証（指定書式）を発行（個別に郵送）する。

(3) 実施後（実施報告）

- 実施報告書はWeb型研修専用の書式を使用する。

- 各受講者の接続ログは、当該研修会で2群単位を取得したCDEJ全員の認定更新までの期間保管すること。

以上